

平成二十五年法律第百一十号

がん登録等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備(第五条)

第二節 情報の収集、記録及び保存等(第六条―第十六条)

第三節 情報の利用及び提供(第十七条―第二十二條)

第四節 権限及び事務の委任(第二十三条・第二十四条)

第五節 情報の保護等(第二十五条―第三十条)

第六節 雑則(第三十一条―第四十三条)

第三章 院内がん登録等の推進(第四十四条・第四十五条)

第四章 がん登録等の情報の活用(第四十六条―第四十八条)

第五章 雑則(第四十九条―第五十一条)

第六章 罰則(第五十二条―第六十条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている等が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現況に鑑み、がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の趣旨にのっとり、がん医療の質の向上等(がん医療及びがん検診(以下「がん医療等」という。))の質の向上並びにがんの予防の推進をいう。以下同じ。)、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報の提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施するため、全国がん登録の実施並びにこれに係る情報の利用及び提供、保護等について定めるとともに、院内がん登録等の推進に関する事項を定め、あわせて、がん登録等により得られた情報の活用について定めることにより、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実を資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「がん」とは、悪性新生物その他の政令で定める疾病をいう。

第三条 この法律において「全国がん登録」とは、全国がん登録及び院内がん登録をいう。

第四条 この法律の定めるところにより、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベース(情報の集合物であつて、当該情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。以下同じ。)に記録し、及び保存することをいう。

第五条 この法律において「院内がん登録」とは、がん医療の提供を行う病院において、そのがん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において診療が行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、及び保存することをいう。

第六条 この法律において「がんに係る調査研究」とは、がん、がん医療等及びがんの予防に関する統計の作成その他の調査研究(匿名化を行った情報を当該調査研究の成果として自ら利用し、又は提供することを含む。)をいう。

第七条 この法律において「全国がん登録データベース」とは、第五条第一項の規定により整備されるデータベースをいう。

第八条 この法律において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録情報のうち、これを利用しようとする都道府県の名称が第五条第二号の区域の第六条第一項に規定する病院等から届出がされたがんに係る情報(匿名化が行われていないもの)に限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。)をいう。

第九条 この法律において「匿名化」とは、がんに関し、この法律に関する情報を当該がんが罹患した者の識別(他の情報との照合による識別を含む。第十五条第一項及び第十七条第一項において同じ。)ができないように加工することをいう。

第十条 この法律において「特定匿名化情報」とは、第十五条第一項の規定により匿名化が行われた情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定

により全国がん登録データベースに記録された情報をいう。

(基本理念)

第三条 全国がん登録については、がん対策全般を科学的知見に基づき実施する上で基礎となるものとして、広範な情報の収集により、がんの罹患、診療、転帰等の状況が得られる限り正確に把握されるものでなければならない。

2 院内がん登録については、これが病院におけるがん医療の分析及び評価等を通じてその質の向上に資するものであることに鑑み、全国がん登録を通じて必要な情報が確実に得られるよう十分な配慮がなされるとともに、その普及及び充実が図られなければならない。

3 がん対策の充実のためには、全国がん登録の実施のほか、がんの診療の状況を適確に把握することが必要であることに鑑み、院内がん登録により得られる情報その他のがんの診療に関する詳細な情報(以下「がん診療情報」という。)の収集が図られなければならない。

4 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報については、これらががん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることに鑑み、民間によるものを含め、がんに関する調査研究のために十分に活用されるときに、その成果ががん患者及びその家族をはじめとする国民に還元されなければならない。

5 がんの罹患、診療、転帰等に関する情報が特に適正な取扱いが求められる情報であることに鑑み、がん登録及びがん診療情報の収集に係るがんが罹患した者に関する情報は、厳格に保護されなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)

第四条 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備

第五条 厚生労働大臣は、次節の定めるところにより収集される情報に基づき、原発性のがんごとに、登録情報(次に掲げる情報及び附属情報)をいう。次節において同じ。)並びに第十五条第一項の規定により匿名化を行った情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により記録

することとなる情報を記録し、及び保存するデータベースを整備しなければならない。

一 当該がんが罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 当該がんが罹患した者の当該がんの初回の診断に係る住所(厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める住所)の存する都道府県及び市町村の名称

三 診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日

四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項

五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項

六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項

七 当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項

八 当該がんの診断又は治療を行った病院又は診療所に関し厚生労働省令で定める事項

九 当該がんが罹患した者の生存確認情報(生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日として厚生労働省令で定める日(死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日及びその死亡の原因に関し厚生労働省令で定める事項)をいう。以下同じ。)

十 その他厚生労働省令で定める事項

前項の「附属情報」とは、次条第一項に規定する病院等から同項の規定による届出(同項の厚生労働省令で定める期間を経過した後に行われる同項に規定する届出対象情報の届出(その届け出る情報についてがんに係る調査研究における有用性が認められないものとして政令で定める届出を除く。))を含む。同条第二項及び第三項並びに第七條第一項を除き、以下この章において単に「届出」という。がされた次条第一項に規定する届出対象情報をいう。

第一項のデータベースの整備に当たっては、同一人の複数の原発性のがんの把握が容易となるようにするものとする。

第二節 情報の収集、記録及び保存等(病院等による届出)

第六条 病院又は次項の規定により指定された診療所(以下この章において「病院等」という。)の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき(転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断

が行われた場合を含む。は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該がんが罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所
- 二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項
- 三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日
- 四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項
- 五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項
- 六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項
- 七 当該病院等が行った当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項
- 八 当該がんが罹患した者の死亡を確認した場合にあっては、その死亡の日
- 九 その他厚生労働省令で定める事項
- 二 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。
- 三 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うに当たっては、診療に関する学識経験者の団体の協力を求めることができる。
- 四 第二項の規定により指定された診療所は、その指定を辞退することができる。
- 五 都道府県知事は、第二項の規定により指定された診療所の管理者が第一項の規定に違反したとき又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

第七條 都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出を促すよう届出することができ、

二 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその届出に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第八條 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報（以下この章において「都道府県整理情報」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

二 都道府県知事は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報を利用することができる。

第九條 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を全国がん登録データベースに記録しなければならない。

二 厚生労働大臣は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たっては、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報を利用することができる。

第十條 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査及び整理を行うに当たって、がんが罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

二 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る事項に関する調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

第十一條 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。次項において同じ。）は、戸籍法（昭和二十二年法律第二十二号）による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票（死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時に係る住所、死亡の日、死亡の原因及び死診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又はこれらの情報を記載した書類をいう。以下この章において同じ。）を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長（地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所の長）に提出しなければならない。

二 前項の保健所の長は、同項の規定により市町村長から提出された死亡者情報票を審査し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

三 都道府県知事は、前項の規定により第一項の保健所の長から提出された死亡者情報票を審査し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

第十二條 厚生労働大臣は、全国がん登録情報（第八条第一項の規定により都道府県知事から提出された都道府県整理情報のうち、まだ全国がん登録データベースに記録されていない情報を含む。以下「全国がん登録情報等」という。）を前条第三項の規定により提出された死亡者情報票に記録され、又は記載された情報と照合し、その結果判明した生存確認情報及び死亡者新規がん情報（死亡者情報票に記録され、又は記載された情報により厚生労働大臣が新たに把握したがんに関し、第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報をいう。第十四条において同じ。）を全国がん登録データベースに記録しなければならない。

二 前項の規定による照合は、がんに係る調査研究のためにがんが罹患した者が生存しているか死亡したかの別を調査する必要があると認められる期間として政令で定める期間が経過した全国がん登録情報等については、死亡者情報票のうち、がんの罹患に関する情報が記録され、又は記載されているものとだけ行うものとする。

第十三條 厚生労働大臣は、前条の照合を行うに当たって、がんが罹患した者の氏名、がんの種類その他の厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

二 第十条第二項の規定は、前項の規定による通知を受けた都道府県知事について準用する。

第十四條 厚生労働大臣は、死亡者新規がん情報が判明したときは、その死亡者情報票に係る死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の所在地の都道府県知事その他の厚生労働省令で定める都道府県知事に対し、その旨並びに当該病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

第十五條 厚生労働大臣は、全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報については、がんに係る調査研究のためにがんが罹患した者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間として政令で定める期間保存するとともに、当該期間を経過した後においては政令で定める期間内にその匿名化を行わなければならない。

二 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名化を行うおとすときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

三 前項に規定する審議会等の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。（協力の要請）

第十六條 都道府県知事及び第十一条第一項の保健所の長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、市町村、病院等の管理者その他の関係者に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第三節 情報の利用及び提供

第十七條 厚生労働大臣は、国のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報又は特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。ただし、当該利用又は提供によつて、その情報により識別をすることができるがんが罹患した者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとき、この限りでない。

一 国その他の行政機関及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十五号）

第二項に規定する独立行政法人をい
う。次号において同じ。)

二 国の行政機関若しくは独立行政法人から国
の行政機関若しくは独立行政法人と共同して
当該がんに係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として厚生労働
省令で定める者

二 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は
提供を行うおとすときは、あらかじめ、第十
五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かな
ければならない。

(都道府県知事による利用等)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん
対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調
査研究のため、これに必要な限度で、全国が
ん登録データベースを用いて、当該都道府県に
係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名
化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供す
ることができる。この場合においては、前条第
一項ただし書の規定を準用する。

一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人
(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百
十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政
法人をいう。次号及び次条第一項において
同じ。)

二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立
した地方独立行政法人から当該都道府県のがん
対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに
係る調査研究の委託を受けた者又は当該都
道府県若しくは当該都道府県が設立した地方
独立行政法人と共同して当該がんに係る調査
研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道
府県知事が定める者

二 都道府県知事は、前項第三号の規定により同
項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同
項の規定による利用若しくは提供を行うおとす
るときは、あらかじめ、審議会その他の合議制
の機関の意見を聴かなければならない。

三 前項に規定する審議会その他の合議制の機
関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等
又はがんの予防に関する学識経験のある者及び
個人情報保護に関する学識経験のある者が含
まれるものとする。

(市町村等への提供)

第十九条 都道府県知事は、次に掲げる者から、
当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必

要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県
に係る都道府県がん情報のうち第五条第一項第
二号の情報として当該市町村の名称が記録され
ているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名
化情報の提供の求めを受けたときは、これに必
要な限度で、全国がん登録データベースを用い
て、その提供を行うものとする。この場合にお
いては、第十七条第一項ただし書の規定を準用
する。

一 当該都道府県の区域内の市町村の長又は当
該市町村が設立した地方独立行政法人

二 当該都道府県の区域内の市町村若しくは当
該市町村が設立した地方独立行政法人から当
該市町村のがん対策の企画立案若しくは実施
に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた
者又は当該市町村若しくは当該市町村が設立
した地方独立行政法人と共同して当該がんに
係る調査研究を行う者

三 前号に掲げる者に準ずる者として当該市町
村の長が定める者

二 都道府県知事は、前項の規定による提供を行
おうとするときは、あらかじめ、前条第二項に
規定する審議会その他の合議制の機関の意見を
聴かなければならない。

三 市町村長は、第一項第三号の規定により同項
第二号に掲げる者に準ずる者を定めようとする
ときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の
機関の意見を聴くとともに、都道府県知事に協
議しなければならぬ。

四 前項に規定する審議会その他の合議制の機
関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等
又はがんの予防に関する学識経験のある者及び
個人情報保護に関する学識経験のある者が含
まれるものとする。

(病院等への提供)

第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域
内の病院等における院内がん登録その他がんに
係る調査研究のため、当該病院等の管理者か
ら、当該病院等から届出がされたがんに係る都
道府県がん情報(厚生労働省令で定める生存確
認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に
係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。
)の提供の請求を受けたときは、全国がん登録デ
ータベースを用いて、その提供を行わなければ
ならない。この場合においては、第十七条第一
項ただし書の規定を準用する。

第二十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事又は
第十八条各号に掲げる者から、当該都道

府県のがん対策の企画立案又は実施に必要な
がんに係る調査研究のため、当該都道府県に係
る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であ
つて当該都道府県の住民であつた者に係るもの
の提供の求めを受けたときは、これに必要な限
度で、全国がん登録データベースを用いて、そ
の提供を行うことができる。この場合において
は、第十七条第一項ただし書の規定を準用す
る。

二 厚生労働大臣は、第十九条第一項各号に掲
げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案
又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、こ
れらの者が同項の規定により提供を受けること
ができる都道府県がん情報以外の全国がん登録
情報であつて当該市町村の住民であつた者に係
るものの提供の求めを受けたときは、これに必
要な限度で、全国がん登録データベースを用い
て、その提供を行うことができる。この場合に
おいては、第十七条第一項ただし書の規定を準
用する。

三 厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行
う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情
報の提供の求めを受けた場合においては、次に掲
げる要件のいずれにも該当するときは、当該が
んに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登
録データベースを用いて、全国がん登録情報の
提供を行うことができる。この場合において
は、第十七条第一項ただし書の規定を準用す
る。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質
の向上等に資するものであること。

二 当該がんに係る調査研究を行う者が、が
んに係る調査研究であつてがん医療の質の向上
等に資するものの実績を相当程度有するこ
と。

三 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該
提供を受ける全国がん登録情報を取り扱うに
当たつて、がんに罹患した者の当該がんの罹
患又は診療に係る情報に関する秘密(以下
「がんの罹患等の秘密」という。)の漏えいの
防止その他の当該全国がん登録情報の適切な
管理のために必要な措置を講じていること。

四 当該提供の求めを受けた全国がん登録情報
に係るがんに罹患した者が生存している場合
にあつては、当該がんに係る調査研究を行う
者が、当該がんに罹患した者から当該がんに
係る調査研究のために当該全国がん登録情報

が提供されることについて同意を得ているこ
と。

四 厚生労働大臣は、がんに係る調査研究を行
う者から二以上の都道府県に係る都道府県がん情
報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを
受けた場合において、次に掲げる要件のいずれ
にも該当するときは、当該がんに係る調査研究
に必要な限度で、全国がん登録データベースを
用いて、全国がん登録情報の匿名化及び当該匿
名化を行った情報の提供(当該提供の求めを受
けた情報が特定匿名化情報である場合にあつて
は、その提供)を行うことができる。この場合
においては、第十七条第一項ただし書の規定を
準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質
の向上等に資するものであること。

二 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該
提供を受ける全国がん登録情報の匿名化が行
われた情報を取り扱うに当たつて、当該匿名
化が行われた情報について、その漏えい、滅
失及び毀損の防止その他の適切な管理のため
に必要な措置を講じていること。

五 厚生労働大臣は、全国がん登録デ
ータベースを用いて、前項の提供の求めを受ける頻
度が高いと見込まれる情報について、あらかじめ、全
国がん登録情報の匿名化を行い、当該匿名化を
行った情報を全国がん登録データベースに記録
することができる。

六 厚生労働大臣は、第四項の規定により匿名化
を行った情報が、同項の提供の求めを受ける頻
度が高いと見込まれる情報であるときは、当該
情報を全国がん登録データベースに記録するこ
とができる。

七 厚生労働大臣は、第一項から第三項までの規
定による提供、第四項の規定による匿名化若し
くは提供又は第五項の規定による匿名化を行
うおとすときは、あらかじめ、第十五条第二項
に規定する審議会等の意見を聴かなければなら
ない。

八 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行
う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報
の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる
要件のいずれにも該当するときは、当該がんに
係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録デ
ータベースを用いて、その提供を行うことができ
る。この場合においては、第十七条第一項た
だし書の規定を準用する。

第二十一条 厚生労働大臣は、都道府県知事又は
第十八条各号に掲げる者から、当該都道

項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者について、前項の規定は市町村長から同項に規定する情報の取扱いに関する事務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者について、それぞれ準用する。

7 病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(受領者等による全国がん登録情報の適切な管理等)

第三十条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、当該提供を受けたこれらの情報を取り扱うに当たっては、これらの情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

(受領者等による全国がん登録情報の利用及び提供等の制限)

第三十一条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者(国立がん研究センター、都道府県知事(第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四十二条第一項において同じ。))及び市町村長を除く。次条において同じ。は、これらの情報について、その提供を受けた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者から同項に規定する情報の取扱いに関する事務又は業務の委託を受けた者が当該委託に係る業務を行う場合について準用する。

(受領者等による全国がん登録情報の保有等の制限)

第三十二条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報又はこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた者は、これらの情報について、その提供を受けた目的に係る利用に必要な期間(全国がん登録情報又は都道府県がん情報については、政令で定める期間を限度とする。)を超えて保有してはならない。

(受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に係る者等の秘密保持義務)

第三十三条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

(受領者等に係る全国がん登録情報の取扱いの事務等に従事する者等のその他の義務)

第三十四条 第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報若しくはこれらの情報の匿名化が行われた情報の提供を受けた場合におけるこれらの情報の取扱いの事務若しくは業務に従事する者若しくは従事していた者又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託があった場合における当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、それぞれその事務又は業務に関して知り得たこれらの情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(開示等の制限)

第三十五条 全国がん登録情報等、都道府県がん情報等及び都道府県がんデータベースに記録された第二十二條第一項各号に掲げる情報については、個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第五章第四節その他の個人情報保護の保護に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定による開示、訂正(追加又は削除を含む)、利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができる。

(報告の徴収)

第三十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報若しくは都道府県がん情報の提供を受けた者(都道府県知事及び市町村長を除く。次条において同じ。))又は当該提供を受けた者からこれらの情報の取扱いに関する事務若しくは業務の委託を受けた

者に対し、これらの情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十七条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十八条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要であると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六節 雑則

(都道府県等の支弁)

第三十九条 第二節の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、都道府県の支弁とする。

2 第十一条第一項及び第二項の規定により市町村長が行う事務の処理に要する費用は、市町村の支弁とする。

(費用の補助等)

第四十条 国は、政令で定めるところにより、前条の費用の一部を補助するものとする。

2 国は、病院等における届出に必要な体制の整備を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(手数料)

第四十一条 第二十一条第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録

情報又はその匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国立がん研究センターに納めなければならない。

2 前項の規定により国立がん研究センターに納入された手数料は、国立がん研究センターの収入とする。

3 都道府県は、第二十一条第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供の事務の一部を第二十四条第一項の規定により委任する場合であつて、地方自治法第二百二十七条の規定に基づきこれらの情報の提供に係る手数料を徴収する場合には、当該委任を受けた者からこれらの情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該委任を受けた者へ納めさせ、その収入とすることができる。

(施行の状況の公表等)

第四十二条 厚生労働大臣は、国立がん研究センター及び都道府県知事に対し、この章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、毎年度、前項の報告その他のこの章の規定の施行に関する事項を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第四十三条 この章に定めるもののほか、全国がん登録データベースへの記録の方法その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 院内がん登録等の推進

(院内がん登録の推進)

第四十四条 専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする。

2 国は、前項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、第一項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(がん診療情報の収集等のための体制整備)

第四十五条 国は、がん医療の提供を行う病院及び診療所の協力を得てがん診療情報を収集し、

者に対し、これらの情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十七條 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十八條 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要であると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六節 雑則

(都道府県等の支弁)

第三十九條 第二節の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、都道府県の支弁とする。

2 第十一條第一項及び第二項の規定により市町村長が行う事務の処理に要する費用は、市町村の支弁とする。

(費用の補助等)

第四十條 国は、政令で定めるところにより、前条の費用の一部を補助するものとする。

2 国は、病院等における届出に必要な体制の整備を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(手数料)

第四十一條 第二十一條第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録

情報又はその匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国立がん研究センターに納めなければならない。

2 前項の規定により国立がん研究センターに納入された手数料は、国立がん研究センターの収入とする。

3 都道府県は、第二十一條第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供の事務の一部を第二十四條第一項の規定により委任する場合であつて、地方自治法第二百二十七條の規定に基づきこれらの情報の提供に係る手数料を徴収する場合には、当該委任を受けた者からこれらの情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該委任を受けた者へ納めさせ、その収入とすることができる。

(施行の状況の公表等)

第四十二條 厚生労働大臣は、国立がん研究センター及び都道府県知事に対し、この章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、毎年度、前項の報告その他のこの章の規定の施行に関する事項を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第四十三條 この章に定めるもののほか、全国がん登録データベースへの記録の方法その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 院内がん登録等の推進

(院内がん登録の推進)

第四十四條 専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする。

2 国は、前項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、第一項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(がん診療情報の収集等のための体制整備)

第四十五條 国は、がん医療の提供を行う病院及び診療所の協力を得てがん診療情報を収集し、

者に対し、これらの情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十七條 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十八條 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要であると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の規定にかかわらず、第三十六条に規定する者が第三十条、第三十一条又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第六節 雑則

(都道府県等の支弁)

第三十九條 第二節の規定により都道府県知事が行う事務の処理に要する費用は、都道府県の支弁とする。

2 第十一條第一項及び第二項の規定により市町村長が行う事務の処理に要する費用は、市町村の支弁とする。

(費用の補助等)

第四十條 国は、政令で定めるところにより、前条の費用の一部を補助するものとする。

2 国は、病院等における届出に必要な体制の整備を図るため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(手数料)

第四十一條 第二十一條第三項又は第四項の規定により国立がん研究センターから全国がん登録

情報又はその匿名化が行われた情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国立がん研究センターに納めなければならない。

2 前項の規定により国立がん研究センターに納入された手数料は、国立がん研究センターの収入とする。

3 都道府県は、第二十一條第八項又は第九項の規定による都道府県がん情報又はその匿名化が行われた情報の提供の事務の一部を第二十四條第一項の規定により委任する場合であつて、地方自治法第二百二十七條の規定に基づきこれらの情報の提供に係る手数料を徴収する場合には、当該委任を受けた者からこれらの情報の提供を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該委任を受けた者へ納めさせ、その収入とすることができる。

(施行の状況の公表等)

第四十二條 厚生労働大臣は、国立がん研究センター及び都道府県知事に対し、この章の規定の施行の状況について報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、毎年度、前項の報告その他のこの章の規定の施行に関する事項を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第四十三條 この章に定めるもののほか、全国がん登録データベースへの記録の方法その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三章 院内がん登録等の推進

(院内がん登録の推進)

第四十四條 専門的ながん医療の提供を行う病院その他の地域におけるがん医療の確保について重要な役割を担う病院の開設者及び管理者は、厚生労働大臣が定める指針に即して院内がん登録を実施するよう努めるものとする。

2 国は、前項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 都道府県は、第一項の院内がん登録の実施に必要な体制の整備を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(がん診療情報の収集等のための体制整備)

第四十五條 国は、がん医療の提供を行う病院及び診療所の協力を得てがん診療情報を収集し、

者に対し、これらの情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十七條 厚生労働大臣及び都道府県知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三節の規定により全国がん登録情報又は都道府県がん情報の提供を受けた者に対し、これらの情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十八條 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前条に規定する者が第三十条第一項、第三十一条第一項又は第三十二条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要であると認めるときは、当該者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において個人の権利利益が不当に害されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

「データベースの整備その他のこの法律に基づく全国が登録の実施に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができるとする。」

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案して必要があると認めるときは、全国が登録のための情報の収集の方法、全国が登録情報の利用及び提供の在り方その他が登録等に関する施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二六年法律第六六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附則 (令和三年五月一九日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七の項の改正規定を除く。に限る。))並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七十一条から第七十三条までの規定 公布の日

二及び三 略

四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五条、第六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分を除く。))、第十九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十五条の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(が登録等の推進に関する法律(平成二五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含む。」を削る部分に限る。))を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

五及び六 略

七 第二十七条(住民基本台帳法第二十四条の改正規定及び同法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第四十八条(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第七十一条の二を同法第七十一条の三とし、同法第七十一条の次に一条を加える改正規定を除く。)、第四十九条及び第五十一条並びに附則第九条(第三項を除く。)、第十条、第十五条、第十八条(戸籍法第二百二十九条の改正規定(「戸籍の」の下に「正本及び」を加える部分に限る。))に限る。)、第二十二条、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定に限る。)、第三十九条、第四十三条、第四十七条、第四十九条、第五十四条、第五十五条(が登録等の推進に関する法律第三十五条の改正規定(「条例を含む。」を削る部分に限る。))に限る。)、第五十七条、第六十六条及び第七十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。